

税務署に相続税の申告をする際に添付が必要な書類

財産の評価や相続税の計算には非常に多くの資料が必要となります。また、亡くなられた方との相続関係を確認し証明するためにも、戸籍謄本や住民票など公的証明書も必要となります。税務署への相続税申告をする際に添付が必要となる書類の一覧を示してみました。ご参考になれば幸いです。

Point 1

1 相続人調査に関するものは基本的に必ず必要。

2 から 6 については、該当する方だけが必要となります。書類が揃いましたら一番右のチェック欄に を入れてお使いください。

1 相続人調査に関するもの

番号	分類	資料名	取得先	代行取得	確認
1	謄本等	被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本	市町村役場	○	
2		被相続人の住民票除票	市町村役場	○	
3		相続人全員の戸籍謄本	市町村役場	○	
4		相続人全員の住民票	市町村役場	○	
5		相続人全員の印鑑証明書	市町村役場	×	
6		相続人全員の職業と電話番号	お手元	×	

著作 柳和弘税理士事務所無断転用を禁止いたします。

2 プラスの財産に関するもの(不動産)

番号	分類	資料名	取得先	代行取得	確認
1	不動産	土地・建物の登記事項証明書	法務局	○	
2		公図、地積測量図	法務局	○	
3		土地・建物の固定資産税評価証明書	市町村役場	○	
4		賃貸借契約書(賃貸借がある場合)	お手元	×	

3 プラスの財産に関するもの(不動産以外)

番号	分類	資料名	取得先等	確認
1	預貯金	預金残高証明書	金融機関	
2	預貯金	既経過利息計算書	金融機関	
3	生命保険金	生命保険金の支払通知書	生命保険会社	
4	火災保険	解約返戻金の分る資料	保険会社	
5	上場株式	株式	証券会社	
6	非上場株式	過去3期分の決算書、税務申告書のコピー	証券会社	
7	自動車	車検証	お手元	
8	退職金	支払通知書	お手元	
9	電話加入権	電話番号の分かるもの	お手元	
10	ゴルフ会員権・リゾート会員権	預託金証書や証券のコピー	お手元	
11	貸付金・前払金等	金銭消費貸借契約書及び残高の分かるもののコピー	お手元	
12	貴金属絵画骨とう品等	一覧表に書きだしてください	お手元	
13	未収給料・未収家賃等	支給予定の分かるもの	お手元	
14	その他	金銭的価値があれば書きだしてください	お手元	

著作 柳和弘税理士事務所無断転用を禁止いたします。

4 マイナスの財産に関するもの

番号	分類	資料名	取得先	確認
1	借入金	借入金残高証明書・返済予定表	金融機関	
2	未納租税公課等	住民税、固定資産税、健康保険料、介護保険料等の納税通知書	お手元	
3	その他の債務	医療費、公共料金などの請求書や領収書	お手元	
4	葬儀費用	葬儀会社からの請求書や領収書	お手元	

5 過去3年以内の贈与に関するもの

番号	分類	資料名	取得先	確認
1	借入金	借入金残高証明書・返済予定表	金融機関	

6 相続時精算課税制度の適用に関するもの

番号	分類	資料名	取得先	確認
1	借入金	借入金残高証明書・返済予定表	金融機関	
2	未納租税公課等	住民税、固定資産税、健康保険料、介護保険料等の納税通知書	お手元	

著作 柳和弘税理士事務所無断転用を禁止いたします。

初回無料相談へのお申し込みは、お問合せフォーム(推奨)、もしくはお電話から。

▶ お問合せはこちら

▼▼お電話でのお問い合わせはこちらまで▼▼

TEL052-912-0012

受付時間 9時～18時(土日祝祭日は除きます)

担当者 柳和久(やなぎかずひさ)